

第24回青森県食の安全・安心対策本部会議議事録

1 日時

平成29年3月21日（火） 13時00分～14時30分

2 場所

ラ・プラス青い森 2階 「メープル」

（青森県青森市中央1丁目1-18 TEL 017-734-4371）

3 参加者

青森県食の安全・安心対策本部委員19名（うち代理出席4名）

国・県関係課28名

市町村 16名

4 会議議事概要

県内関係者の連携・協力のもと、食の安全・安心対策を推進するため「第24回青森県食の安全・安心対策本部会議」を開催した。

(1) 開会あいさつ（県農林水産部 津島農商工連携推進監）

委員の皆様方におかれましては、年度末の御多忙中のところ「第24回青森県食の安全・安心対策本部会議」に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、本日、食品中の放射性物質検査に係る国のガイドライン見直し（案）について御説明いただき、農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課長には、御多忙のところ、快くお受けいただき、心から感謝申し上げます。

本会議は、関係機関の連携・協力のもとに、食の安全・安心対策を推進するため、平成14年度から開催しており、「青森県食の安全・安心対策総合指針」を策定し、推進目標に対する進捗状況、放射性物質検査の状況などについて、情報共有や意見交換を行い、食の安全・安心の確保に努めて参りました。

本日の会議は、今般、国のガイドラインが見直しされることとなっていることから、見直しの内容と、これに係る、本県の対応方針について報告、説明させていただくため開催したところです。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜り、今後の食の安全・安心対策の推進に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

(2) 議長の選出

仮議長である津島農商工連携推進監の進行で、出席委員の互選により上野委員を議長に選出した。

(上野議長)

今般、農林水産省から食品の放射性物質のモニタリングについて新たな考えが示され、それに対応して県も新しい方針を示しています。委員の皆様には建設的な意見をお願いします。

(3) 案件

1) 食品中の放射性物質検査に係る国のガイドライン見直し(案)について(資料1)

(説明：農林水産省消費・安全局食品安全政策課 吉岡課長)

ア 国がこれまでに行ってきた、農林水産物の放射性物質対策(体制、検査の仕組み、検査の見直し状況、検査結果等)について、資料1に基づき説明。

イ ガイドラインは平成23年4月4日に周知・公表し、直近では、平成28年3月25日に改正(見直し)。

ウ 対象自治体は17都県(①H23.4～：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都、②H23.6～：神奈川県、山梨県、静岡県、③H23.8～：岩手県、秋田県、青森県)で検査を実施。

エ 検査品目の考え方は、①前年度に放射性セシウムを検出、②基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出、③餌等飼養管理で影響を受ける乳・牛肉(岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県の5県)、④基準値の1/2を超える放射性セシウムを検出した水産物となっており、これ以外の品目は各自治体の判断で検査。

オ 見直しのポイントは、①食品中の放射性物質濃度が全体として低下傾向で、基準値を超える品目も限定的、②科学的・客観的評価を促すことが必要、③科学的知見に基づいた、より合理的かつ効率的な体制を含めた検査のあり方が必要。

カ 平成23年からの5カ年の検査に要した費用は17都県で約40億円(試料採取に県職員等が当たっている都県の人件費は含まず)。

キ 検査品目で8割以上を占めているのが牛肉で現在も全頭検査を実施。

ク 肉類を除く17都県の検査点数では、福島県が5割弱を占め、太平洋側の県が多い傾向。

ケ 栽培可能な品目群と困難な品目群(野生きのこ、山菜等)では、困難な品目群で100Bq/kgを超える放射性セシウムが多く検出。

コ 関係者の意見交換では、放射性物質に対する問合せはほぼなく、組織内で話題になることもなく、検査対象に縮小に肯定的な意見は約4割、明示的に現状維持を求める意見は約1割。残り5割は特段の意見なし。

サ 5年間の検査結果を基に、意見交換等を行った結果、どちらかと言えば、検査の効率化を図ってもいいのではとの意見が多かったため、29年度以降の検査について国としても見直しを行うこととなった。

シ 28年度内にガイドラインを改正し、29年度は新たなガイドラインに基づき検査に取り組む。

ス 国からのキーメッセージとして、5年間の検査結果では非常に放射性セシウム

が低い状態で推移しているため、「検査をしているから安心」というステージから、「これまでの検査データに基づき、基準値を下回る品目の検査を効率化しましょう」というステージに入っている、ということを伝えている。

セ 見直しのポイントは、

①検査対象品目の分け方

栽培・飼養管理が可能な品目群と、困難な品目群を分けて規定する。

②検査継続の目安の明示（いつまで検査を継続するのか）

栽培・飼養管理が可能な品目群の検査継続の目安として「都県ごとに、直近3年間の検査がすべて基準値1/2以下になるまで検査を継続」

③検査対象品目の例示の見直し

摂取量上位品目、主要品目、市場流通品及び、被覆資材の不適切な保管・使用等の生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたと考えられる品目は、例示を削除する。

2) 国の放射性物質検査ガイドライン見直し（案）に係る本県の対応方針について
（資料2）

（説明：食の安全・安心推進課 安心推進グループ 山口総括主幹）

ア 県内における検査件数は、平成27年度で約19,000件（栽培・飼養管理が可能な品目群約18,000件、困難な品目群約1,000件）で、可能な品目群では、平成25年以降放射性セシウムは検出されていない。困難な品目群でも、平成26年度意向は検出されていない。

イ 国の見直し（案）を踏まえた本県の対応方針は、

①栽培・飼養管理が可能な品目

国が示した「直近3年間の検査がすべて基準値の1/2以下」を満たしていることから、「輸入規制のある台湾に輸出している、又は輸出する可能性のあるりんご、米、ながいも、ぶどう」及び「大手小売り事業者から検査を求められている牛肉」を除く品目は検査を行わない。

②困難な品目群については、従来どおり検査を実施する。

【委員からの主な意見等】

【池田委員】

資料1のスライド15のガイドライン別表で、検査対象品目の項目に（1）アのとあるが、これは何を表すのか。同じく資料1のスライド25の関係者との意見交換等①にある明示的に現状維持を求めるとはどういうことか。また、資料2のスライド10の本県の対応方針①の大手小売り事業者が全頭検査を求める根拠は何か。

⇒（農林水産省 吉岡課長）

- ・スライド15については、ガイドラインの本文の番号となり、（1）アとは前年度に基準値を超えた品目になり、（2）ウは基準値の1/2を超えた品目になる。
- ・スライド25の「明示的に」とは、これまでの検出されていない検査結果について

ては理解したが、それでもはっきりと検査は必要だとする意見を「明示的に」という表現にしている。

⇒（畜産課）

- ・牛肉の全頭検査については、明確な根拠はないが、実態として全頭検査となっている。

【上野議長】

BSEの全頭検査の時と一緒に、証明がないと全国的に動かしづらいということだと思う。

【農水省吉岡課長】

実は、国のガイドラインに基づいて検査を行っている17都県以外の県でも全頭検査を行っている。ガイドラインの範囲外で、それぞれの自治体や民間の検査機関が検査を行っているので、各々で検討していただくことになる。実際28年度は、民間の方が、測っても測っても検出されないため、小売りの方に交渉した経緯もあるが、うまく行かなかったというのが現状。

【大塚委員】

消費生活センターの相談窓口当初は放射性の問い合わせがあったが、それ以降は問合せは全くない状況。国のガイドラインの見直しや、この見直しに基づいた県の方針については、いいと思っている。

【向井委員】

3年くらい前に八甲田山系（青森市）の山菜（野生きのこで基準値を超過）に問題があると言われ、その当時、問題のある場所（地域）から採取した山菜を安全な場所（地域）で採取しているのではと問題となった。

原燃に問い合わせ、県にも確認したところ、関係機関・団体それぞれに指導しましたという回答を得た経緯があり、多少の不安はあったものの、健康については被害はなかったため安心している。

【上野議長】

山菜については、これからも検査していくでいいか。

⇒（林政課）

山菜については、これからも3品種、18検体の検査を継続していく。

【成田委員】

検査費用は1件あたりいくらで、負担はどこで行っているのか、輸入停止は台湾以外にあるのか。また、国内では放射能が低減していることは浸透していると思うが海外に行くと日本は安全でないと風評被害を感じるので、日本は安全だとPRして欲しい。

⇒（農水省吉岡課長）

- ・1件当たりの検査費用は県によって様々。試料採取や分析を県の職員の方が行うと安いですが、外注になると値段は上がる。お金は、東電の賠償もあれば、地方交付税を使っているところもあり、場合によっては県の予算で行っているところもある。

- ・輸入規制については、EUやアメリカなど、日本の取組に理解を示している国もあるが、今後さらに理解を深めていく必要がある。

⇒（食の安全・安心推進課）

- ・県のこれまでの予算は、今までのところ1億9千万円。輸入規制については、韓国では水産物全てが輸入規制、それ以外でも証明書を添付するという一方で、レバノン、サウジアラビア、中国でも一部品目が輸出規制を受けている。また、分析は産業技術センターと薬剤師会の検査センターで実施している。

【篠崎委員】

本日の内容については、基本的には賛成だが2点お願いがある。

1点目は現在、出荷制限となっているのが野生きのこで、当初サクラシメジの基準値が超え、全ての野生きのこが出荷規制となり出荷できなくなった経緯がある。

サモダシ（ナラタケ）は解除になったがそれ以外のきのこは出荷制限のままで、まだ、本県産の農林水産物の中に出荷制限のかかったものがあることが風評被害の要因になっていることも考えられる。青果物を扱っている者として、青森県では、一切出荷規制の品目はありませんと言いたい。

そのためには、1日も早く、野生きのこの制限を解除して欲しいと思っている。ながいもは輸出している北海道と競合状態にあり、輸出の相手国から、北海道とは違って青森県は出荷規制のかかっている品目（野生きのこ）があると言われると何も言えない。

また、規制解除の条件が厳しく、3年で60検体といわれるが、サクラシメジ自体希少きのこで、採取が非常に難しいため、解除の条件を見直すよう、林野庁に働きかけていただきたい。

2点目として、山菜やきのこを食べる食習慣は、青森県民に定着していると思う。

これは、北東北3県皆同じだと思うが、今現在、食べる習慣が徐々に薄れてきているため、野生きのこを食べる習慣、食文化がすたれることが残念だと思っている。是非とも、この食文化を守っていただきたい。

⇒（林政課）

野生きのこの解除に向け取組を進めている。解除の要件は3年間で60検体を検査し、放射性セシウムが安定して低水準であることを証明できれば解除できる。

H25年度から解除に向けた取組を進め、現在のところ、青森市であればナラタケ等が解除されているが、引き続き解除を進めて行きたい。

【篠崎委員】

野生きのこという一括りではなく、きのこは何十種類もあるわけで、それを1品種ずつ3年間で60検体を集めないで解除できないということなのか。これだとすべての野生きのこを解除することはできないということなのか。

⇒（農水省 吉岡課長）

色々な県から、野生きのこについては要望をいただいている。林野庁にも伝わっており、これからも考えていきたい。

一点だけ背景を申し上げれば、原発事故の後、何が一番大事かということ、国民

の健康を守るのが一番だということからスタートしている。そのため、暫定規制値を決め、これを超えるものは流通させないということにしている。きのこで言うと、元々放射性セシウムを吸いやすいということで、一つのきのこで検出されることは、他のきのこでも必ず吸収しているだろうという前提から始まったので、一つの品種で検出されると、きのこ全部を出荷制限するというのが厚生労働省や関係省庁の意見として一致している。ただ、このように時間が経過してくると、そもそも3年間で60検体は採れないという意見がたくさん出てきている。一方で、特定のきのこはたくさん吸収するということが十分に分かっていない。このきのこでOKだったら全部OKというルールを作りたいと林野庁も考え始めているが、まだ、そこに至るデータが集まっていない状況のため、もう少し時間をいただきたいと考えている。

【浅利委員】

基本的に今までの検査結果をの基に検査を省略することはいいかと思うが、この方針を一般の方にお知らせするこれからの予定を教えてください。

⇒（食の安全・安心推進課）

会議が終わったら、HPであるとか、いろいろな媒体を使い、本日説明した国の見直しの考え方と、これに基づく県のこれまでの検査結果等のデータをお示ししながら周知していく。

【川村委員】

先ほど、韓国、中国、レバノンでまだ輸入規制があるということだが、その品目、たぶんホタテだと思うが、これは継続して検査する対象品目には加えないのか。また、きのこで検出されるのであれば、山菜もこれから続けるという解釈でいいのか。

⇒（水産振興課）

ホタテ貝は困難な品目として継続して検査していく。

⇒（食の安全・安心推進課）

山菜も国のガイドラインで困難な品目に区分されているので継続して検査する。

【川村委員】

今回示した見直しでいいと思う。

【相馬委員】

今回の方針でいいかと思うが、学校給食は、子供の健康を第一に考えているので、保護者の方々が理解していただけるように、これからも学校給食会としては、検査したデータを公開していきたい。

【真野委員】

データから見ても、青森県も収束状況にあると考えられるし、困難な品目等については今後も引き続き検査することなので賛成する。ただし、緊急状況になった場合、いつでも元に戻れるシステムにしていただければ安心なのでよろしくお願ひしたい。

【長崎委員（三浦）】

ユニバースでも独自に検査しているが、基準値内の微量な値を検出したことはあ

るが、基準値を超え検出されたものはない。また、牛肉の全頭検査については、県段階では継続していることは承知しているが、全県が未だに検査を継続していることに驚いており、「なぜ」と感じている。今一度、なぜ全頭検査が必要だったのか状況を共有していただいて、見直すべきと考える。

(4) 閉会あいさつ（県農林水産部 津島農商工連携推進監）

委員の皆様、長時間にわたってお疲れ様でした。

委員の皆様からは、大変貴重な御意見をいただいたところであり、今後の食の安全・安心対策の推進に生かしていきたいと思う。

引き続き、皆様の御協力、御支援をよろしくお願ひしたい。

本日は、ありがとうございました。